

総務企画委員会記録
＜第2号＞

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年9月27日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成22年 9月27日 月曜日
開 会 午後 1 時32分
散 会 午後 2 時15分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 広報、危機管理及び消防防災について（尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯問題について）

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	新 垣 清 涼 君

委員 玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長 又吉進君
観光商工部交流推進課長 瀬川義朗君

○**當間盛夫委員長** ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯問題についてを議題といたします。

尖閣諸島は、石垣市に属する我が国固有の領土及び本県の行政区域であります。また、本県及び我が国の漁業者等から自由かつ安全に操業・航行ができるよう適切に措置をしてもらいたいとの声が多く出ておりますので、急遽議題として取り上げさせていただきました。

本日の説明員として知事公室長の出席を求めています。

まず初めに、尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯問題について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○**又吉進知事公室長** ただいま議題となっております尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯問題につきまして、御説明いたします。

報道等によると、今年7月に尖閣諸島周辺の日本領海内において、立入検査のため停船を命じ追跡中の巡視艇みずきに中国漁船が衝突しました。

日本側が外交ルートを通じ中国側に抗議しましたが、これに対し中国側は中

国の船舶に危険を及ぼす行為と逆に嚴重抗議をしております。

8日には海上保安官の職務の執行を妨害したとして、当該漁船船長が逮捕され、9日には船長は那覇地方検察庁石垣支部に送検されました。

12日には中国國務委員（外交担当）が丹羽宇一郎大使を深夜に呼び出し、船員釈放を要求しました。

13日には船長を除く船員14人が帰国しました。

19日には石垣簡易裁判所は船長の10日間の拘置延長を決定しましたが、中国外務省報道官は無条件即時釈放を求める談話を発表しました。同日、日本の外務省幹部は釈放には応じられないとの立場を強調しました。

25日には船長は釈放されておりますが、菅首相の記者会見によりますと、検察当局が事件の性質を総合的に考慮し、国内法に基づいて粛々と判断した結果としております。同日、中国外務省はこの件に関して、日本側は中国の領土と主権、国民の人権を侵犯したと強く抗議する声明を発表し、日本側に謝罪と賠償を求める方針を明らかにしております。

以上が、県が把握する事件の経過であります。

次に、県の現在の姿勢ですけれども、本県の県域である尖閣諸島を所管する県としましては、この事件に重大な関心を抱いております。

いかなる理由においても、本県の領域において県民の生命・財産や漁業を初めとする諸権利が侵害されることがあってはならず、県は、日本政府に対し外交上の適切な対応を求めてまいります。

また、日本政府には、事件の経緯や日本政府のとした措置について説明を求めたいと考えております。

なお、本日午前、知事以下全部局長が参加する会議を開催しまして、知事から各部局長に対し、この問題に関する情報収集を密にするよう指示がございました。

以上、御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯問題について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 県の対応を聞きましたので、これからかと思いますが、国民

総体として疑問を持っているのは、どうも政府の処理の仕方がよくわからないというものがあると思うのです。現外務大臣—当時は国土交通大臣でしたが、国内法を適用して粛々と進めると言っていたのに、最後はどうもよくわからない形で釈放された。そして、那覇地方検察庁の鈴木次席検事が、日中関係の話を持ち出してきて釈放ということで、どうもだれが考えてもよくわからない結末なので、先ほど県としては政府に説明を求めるといふことですから、現時点ではそういう問題に対して、政府に対して説明はまだ求めていないのか、求めたいけれども、現時点では報道等以上のものは出ていないということなのか、お伺いしたいと思います。

○又吉進知事公室長 県としましては繰り返しますけれども、やはり沖縄県の県域で我が国固有の領土が侵されたというのですか、内部で問題が起きたということを経極めて重く受け止めておまして、今委員の御質問のように政府に対してその事実関係、経緯、政府の考え方を確認したいということです。ただこれはこれから求めていくことになります。まだそういう照会はしておりません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 先ほどの説明だと、当然のように領土問題はないということですよ。その中で起こった公務執行妨害によって逮捕したという報道ですけれども、この公務執行妨害の現場のビデオがあると報道されてもいるのですけれども、その辺の情報については県のほうとしてはどうですか。

○又吉進知事公室長 そのビデオの有無については、報道等で知り得る限りでございます。県としては把握していないのですけれども、そういうものも含めて状況というものを問い合わせていきたいと、説明を求めたいと考えております。

○金城勉委員 要するに、公務執行妨害という犯罪行為があったと、だから逮捕したんだと報道されているのにもかかわらず、結局釈放してしまった。今の結果を見ると、やはり外交交渉の上、あるいはまた国際的な評価という面から考えれば、一方的に日本側の敗北という受けとめ方もできる状況なんですよ。釈放したにもかかわらず、さらに謝罪と賠償を要求すると畳みかけるように中国側が強気に出てきている。皆さんに聞いてもしようがないけれども、そ

れほど日本の外交は軟弱な外交しかできないのかと非常に怒りを持った見方をしているのですよ。

ですから、やはり釈放するという政治的な配慮をするにしても、その配慮をするに至るまでのプロセスがきちんと国民に理解される、国際社会の中で理解される、そしてきちんと犯罪行為としてあったことを国際社会の中に一例えばビデオを公開するなりして、きちんとそれをみんながわかる形で犯罪行為の起こったもとで逮捕したんだと、しかし、政治的配慮で釈放するという、きちんと日本側のこういうスタンスが、きちんと対外的にも説明がつくプロセスが見えていれば、まだいろいろなやりとりができるのでしょうけれども、そういうことをなしに、ただすぐ地方検察庁サイドで政治的配慮で釈放するという、これはもう本当に外交になっていないし、しかも地方検察庁そのものが政治的配慮をすること自体あり得ないことだし、これも国政の場でいろいろ議論になってくると思うのですけれども、もう、1つ2ついろいろ疑問点を挙げれば切りがないほど今回の日中間の交渉事については全く何ひとつ納得できるようなものはない。そういう意味では、やはり国政の場でしっかりこの辺の議論をやっていたきたいという思いがいたします。ですので県の皆さん方にそういうことを聞いてもしようがないのであえて言いませんけれども、ただ、1つ聞きたいのは、こういうプロセスを経た今の流れというものが、今後沖縄のそういう領土、その尖閣諸島の周辺で今後起こるであろう影響について、皆さんはどのように考えていますか。

○又吉進知事公室長 今委員のおっしゃったように、この海域は我が国固有の領土であるという認識は政府と同じでございます。ただ県としましては、先ほど少し申し上げましたが、やはりここで今回のような事態が再度起きて、それが例えば漁業でありますとか、そういった形で県民の利益または権利が侵害されたり、あるいは県民の生命と財産に影響が出るという事態は決してあってはならないので、やはりその観点から政府に対してしっかり対応してほしいと求めてまいります。

○金城勉委員 これまででさえも、中国や台湾の漁船やら何やらでそういう近海をうろちょろする事態はあったわけで、さらにこういう事態になると、さらに向こうが強気になってここは俺たちの領土だと出てきかねない。そういう意味では、石垣の皆さんが極めて心配しているように、これまで以上に緊張感の伴うそういう漁業、そういう地域にならざるを得ないと。そういう意味では、きょうの決議も今からやるのでしょうけれども、県としても政府に対して強く

その辺のところを申し入れなり、要請をすべきだと思いますけれども、どうですか。

○又吉進知事公室長 先ほども少し申し上げましたが、きょう全部局長の前で、知事がありとあらゆる影響について各部局—今の漁業の問題ですと農林水産部ですが、あるいは観光商工部でありますとか、あるいは土木建築部でありますとか、どうもいろんなところに細かい波及があるように聞いております。そういったものを総括して、ひとつ影響を調べてほしいという指示が出ております。そういったものをにらんで、やはり今後政府に通常の県民生活に影響が出ないよう強く求めていくこととなります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 日本共産党としてもこの事実経過ですね、やはり逮捕から釈放に至った経過はしっかりと明らかにすべきだと思っていますが、それでこの尖閣諸島は日本固有の領土と思いますけれども、県としてその根拠ですね、やはりこういうことで尖閣諸島は沖縄県に属する固有の領土だという立場ですね、それは大変大事だと思いますけれども、その根拠などについてまずお願いします。

○瀬川義朗交流推進課長 県が考える固有の領土の根拠について御説明申し上げます。国際法上、その土地を占有するという場合に、一般的にその土地が無主地、いわゆるあるじがない土地であるということ、国家が領有の意思を表示するということが言われております。尖閣諸島の場合、まず尖閣諸島が無人島であり、かつ、いかなる国の支配下にもなかったことについては、明治18年—1885年になりますが、それ以降政府において当時の調査により行われているとされております。2つ目のその意思を表示しているかということについては、明治28年—10年後になりますが、閣議において尖閣諸島を我が国の領土として沖縄県に編入すると決定されております。閣議決定後、政府によって土地の借用許可を受けた民間人等が現地での生産活動を実際に行っており、明治の後半には250人ほどの住民が生活していたということがあります。それ以降、国においても現地調査等も行っている実績があります。

○前田政明委員 そのとおりで、私ども日本共産党も1972年ですけれども、尖閣諸島は日本固有の領土であると訴えています、それはさっきありましたように、1884年に日本人の古賀氏が尖閣諸島を初めて探検し、翌1885年に日本政府に対して同島の貸与願いを申請したと。日本政府は沖縄県などを通じてたびたび現地調査を行った上で、1895年1月14日の閣議決定によって日本領に編入したと。歴史的にもこの措置が尖閣列島に対する最初の領有行為であり、それ以来日本の実効支配が続いているということですね。所有者のいない無主の地に対しては、国際法上最初に占有した先占に基づく取得及び実効支配が認められていますと。日本の領土に対して、1970年代に至るまでの75年間外国からは異議が唱えられたことは一度もないと。日本の領有は、主権の継続的平和的に実現したということでは先占の要件に十分合致して、国際法上正当なものであるというのが、私たち日本共産党の正式な見解です。ただ1970年代になってから、尖閣諸島の海底に石油とか天然ガスが大量に存在するというので、台湾が1970年に入って尖閣諸島の領有権を主張すると、中国政府も1971年12月31日の外交部声明で領有権を主張するというように至っていますけれども、そういう面では、尖閣諸島は明の時代、清の時代含めてやはり歴史的にも見ても、今言われているように日本の正式な領土だと私たちも考えております。ですからそういう面では、やはりきちんとその点を日本政府が国際的にも公にして、やはりしっかりと主張を日本政府が尖閣諸島の領有について、歴史的にも国際法的にも明確な根拠があることを中国政府や国際社会に明らかにする積極的な活動を行うことが必要だと思っていますけれども、沖縄県もやはり今言われた根拠をしっかりと政府とお互い共有できるわけで、そこを私は日本政府としてもしっかりと国際的に明らかにしていくと、そのもとで外交問題ですから、話し合いによって冷静に解決していくべきではないかなと、そういう面では決して国境の海を紛争の海にしてはならないと私どもは考えておりますけれども、知事公室長、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 まさに委員のおっしゃるとおりでございまして、これを紛争の材料にしてはならないというのが、県の一貫した考えでございまして。政府において適切な対応をとというのは、そういう平和的手段でもってしっかりと中国と話し合いをして、この問題を解決していただきたいというのが県の立場でございまして。

○前田政明委員 そうということで、やはり私どもも日本の明確な領土であると、当然領海に不法に入った場合には、それなりの対応をするのは当然だと思いま

すけれども、ただ今回の場合にはさっきありましたように、いろいろな理由をつけて紛争の場にしてはいけないと思いますし、やはりそういう面では、今言われているように本当に平和的に、そしてさまざまな意味で漁民にとっても、またいろいろな経済的な立場からも被害がないようなことが大事だと思います。そういう面では日本政府も当然冷静に対応すべきだし、当然中国政府もやはりそういう国際的な道理を踏まえた冷静な対応が求められていると思いますので、そういう面で先ほどの知事公室長の対応というのは、やはり当然だなどと思います。そういう面でこの問題を日本政府がしっかりと、中国政府も冷静に外交の話し合いによって、紛争の海にしない形で解決する方向で県も対応していただきたいし、私ども日本共産党もそういう基本的な立場で対応していきたいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 報道によりますと今回の事件に伴って、例えば民間行事への影響があるとか、日中観光フォーラムも延期とか、こういったもの等が報道されております。とりわけ本県と中国との関係は、本来ならもっともっとフレンドリーなところがベースにあるわけですが、こういう事件が起きたために、例えば沖縄観光への影響とか、物流の件とか、商取引とか、そういうものが実際どのように影響があったか、あるいは予想されるか。そういったもの等については、県としてどのように把握をしておられるか、あるいはどうしていこうと思っておられるか、そこら辺をお願いします。

○**又吉進知事公室長** まだ報道等による断片的な情報しか入っておりませんで、具体的な影響というのは、報道でありましたように、エイサーをやろうとした若者が拒否されたとか、あるいは細かい、沖縄と中国間のイベントが延期であるとか、そういう影響は出ているという話は聞いております。先ほど申し上げたように、きょう部局長にそういったものを全部整理するように知事から指示がございましたので、今後の動きも含めてしっかり把握して適切に対応してまいりたいと考えております。

○**糸洲朝則委員** 折しも上海万博が開催中でございまして、これはかなりの入場客が今行っているようですが、そういったこと等もありますので、そこら辺の沖縄から行くいろいろな皆さん方の安全というのは非常に大事だとは思

し、断片的にしか私も聞いておりませんが、安全の保証ができないので辞退してほしいとか、そういう話等も聞いたりしているのですが、実際上海万博に関して懸念されるようなことはあるのかどうか。そこについては調査とか、あるいは情報を持っておれば教えていただけますか。

○又吉進知事公室長 今のところ上海万博への具体的な影響というのは、把握しておりません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 今回は、中国漁船の船長が日本国のほうで捕まったということですがけれども、逆の立場もあるわけですよね。ですから今地元の漁民の皆さんは、本当に自分たちが逆の立場だったらどうなのかとか、そういったもので非常に不安がっていると思うのですよね。県としては、緊急にそういう漁民の皆さん方の不安を取り除くのが早急の作業だと思うのですよ。そういった要請文は国のほうに上げるのは、国のほうでやっていただきますけれども、県がやるべきことはそういう漁民の皆さん、あるいは石垣島や宮古島の皆さん方の不安をいち早くどうやって意見交換するというのが早急の対策だと思いますから、その辺の考えはどうなっていますかね。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃったような事態が決してあってはならないわけでございまして、報道等によりますとやはり漁民の方が大変不安を感じているということですので、農林水産部を通じて漁民の声、現地の声をしっかりと把握をした上で、やはり政府へ要請、反映させていきたいと考えております。

○島袋大委員 今この時点でも漁民の方が、今この時間でも同じような状況が起こり得るのは非常に高いんです。ですので、いち早く県としても石垣市役所、そういった担当部署に一八重山庁舎もありますよね。そういったもので早目に職員を派遣させていろんな面で意見交換等対策しないと、今この時間でも同じようになった場合には、今の日本国だったらどう対応するかわかりませんよ。そういったものをしっかりと県としてもできる範囲は早急に動いていただくように私としての要望ですから、その辺の対応をきちんと早目にやっていただきたいと思います。

○又吉進知事公室長 そのあたりは、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 先ほど知事公室長から対応の説明を求めるとのことですよね。この前の前原国土交通大臣も現場を見て、毅然とした対応をするということ。でもいつの間にか中国に帰してしまうとか、この政府の対応も非常にばらばらですよ。沖縄にも来てこうやるのだけれども、説明を求め—これはいいのだけれども、これまでに向こうからそういう何らかの説明はないのですか。

○又吉進知事公室長 今のところございません。

○照屋守之委員 これは我々も国際問題でどうしたものかなという思いはあったりするのだけれども、冷静に対応するのは、これは日本側の対応としてはいいのだけれども、中国はそうではないよね。いろいろな観光も制限します。レアアースも制限しますよという形で。要するに向こうは強硬さ。我々は冷静に、日本の国内で起こった問題だから、冷静に対応しましょうと。なのでこれはちょっと外交上話にならない。日本政府も前原国土交通大臣が言う毅然とした対応をするのだったら、毅然とした対応をやってもらいたいわけよね。そうでしょう、そう思いませんか。それをどうやっているのかをきちんともう少し早目に確認する必要があるのではないですか。

○又吉進知事公室長 我々、県も報道の情報が主なわけです。確かに、例えば総理大臣が検察の判断でやったと、釈放したと表明しておりますけれども、検察側は、これは政治的な判断があったということ、つまりどうも情報にそごが生じていると。我々が知る限りでは。したがって、それをしっかり説明をする、やはり県民を安心させるためにも説明をしていただかなければならないだろうという考えで、そういったものを含めてしっかり政府には求めていきたいということなんです。

○照屋守之委員 ここに外務省の沖縄担当大使もいるわけ。そういう人たちも呼んで、とにかく今の日本政府のやり方は非常にあいまい。アメリカとの関係も非常にいい加減ですよ。こんなチャランポランなことを言って、また中国

との関係も非常にいい加減でしょう。国としての対応をなしていないわけよ。その辺は沖縄は真ただ中、普天間飛行場の問題もそうさ、尖閣の問題もそうさ、九州から向こうは関係ないわけよ。我々はそういう国境の狭間にいて、いろいろな問題を抱えているのに、先ほど島袋委員が言ったように、そういう漁業の問題とかも含めて、地域住民も含めて非常に不安があるわけでしょう。今のようなやり方ではどんどん強硬にやっていきますよ。なので、余り冷静にするなど言ったらいいですよ。冗談ではないよと言わないと。そういうことを沖縄担当大使も呼んで、どうなんですかと。政治的にやったの、検察がやったのときちゃんと確認をして、これをちゃんと説明しなさいよと。どう責任とるんですかとか。その辺のところまで、沖縄県がそれを強く要求していかないと、この日本政府のチャランポランなやり方では非常に厳しいと思うよ。どんなですか。

○又吉進知事公室長 県の観点としましては、やはりそこで県民の利益、沖縄県の利益がどれくらい損なわれるか、あるいは損なわれているか、損なわれる可能性があるかといったことが着眼点でありまして、まずその可能性でありますとか、現在の状況をまず把握しようということが、今起こしている行動であります。その上で委員のおっしゃるような事態、そういう政府の姿勢がきちんと説明されない限り、政府には強く説明を求めるということです。

○照屋守之委員 県民の利益という問題はもちろんそうよ。これは国の国境にあるわけだから、この問題は国益に大変な影響がありますよ。沖縄県民はそういうものも一緒に背負っているんですよ。しっかりときちんとやってくださいよと。我々冷静に対応してもいいけれども、中国は冷静ではないでしょうと。このやり方は冷静ですか、きちんとやらないと本当にまずいのではないですかぐらいは、強く沖縄担当大使には先に言っていたほうがいいよ。それで後でちゃんと説明をさせなさいとか、それは日本政府ができなければ、沖縄県だけでも毅然とそういう要求をやっていきましょうよ。どうですか。

○又吉進知事公室長 今問題になっていますのは、先ほど申し上げたような、日本政府の処理はいかなる考え方で現在行われているのかということでありまして。それが県民の疑念を呼んでいるわけでございまして、やはりそこを中心に、その部分は強く要求していこうと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯問題について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

先ほど審査した尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯問題について、議員提出議案として抗議決議2件を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、抗議決議2件を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり抗議決議2件を提出することで意見の一致を見た。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議員提出議案としての尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する抗議決議2件の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

次回は、10月5日 火曜日 本会議終了後に委員会を開催いたします。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當間 盛夫